

福山市公告第30号

福山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により次のとおり公告し、同条第2項の規定により縦覧に供します。

2026年（令和8年）1月27日

福山市長 枝 広 直 幹



- 1 変更後の福山農業振興地域整備計画書の縦覧場所
福山市経済環境局経済部農業振興課
（福山市東桜町3番5号 福山市役所内）
福山市市民局松永支所松永建設産業課
（福山市松永町三丁目1番29号 福山市役所松永支所内）
福山市市民局北部支所北部建設産業課
（福山市駅家町大字倉光37番地1 福山市役所北部支所内）
福山市建設局土木部沼隈建設産業課
（福山市沼隈町大字草深1889番地6 福山市役所沼隈支所内）
福山市市民局神辺支所神辺建設産業課
（福山市神辺町大字川北1151番地1 福山市役所神辺支所内）
- 2 縦覧期間
2026年（令和8年）1月27日から次回福山農業振興地域整備計画
の変更の日まで（ただし、市の休日を除く。）
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで